

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 派遣職員の就業規則

第1章 総 則

(趣 旨)

- 第1条 この規則は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会職員の就業規則（以下「就業規則」という。）に定めるもののほか、派遣職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規則において「派遣職員」とは、別途、昭和村（以下「村」という。）と締結する「職員の派遣に関する協定」（以下「協定」という。）の規定により、村から派遣される職員をいう。

第2章 採 用

(採用手続き)

- 第2条 会長は、協定第1条の規定に基づき派遣職員を採用する。
- 2 派遣職員の採用に関しては、前項に定めるもののほか就業規則を準用する。ただし、採用時の提出書類に関して、会長が不要と認める場合はこれらの一部又は全部を省略することができる。

(試用期間)

- 第3条 新たに採用された派遣職員には、試用期間を設けない。

第3章 服 務

(服 務)

- 第4条 派遣職員の服務に関する取扱いは、協定第5条の規定によるほか、就業規則を準用する。

第4章 勤務時間、休日及び休暇等

(休暇等)

- 第5条 派遣職員の休暇に関する取扱いは、協定第9条及び第10条の規定によるほか、就業規則を準用する。

(勤務時間、休日)

- 第6条 派遣職員の勤務時間、休日に関する取扱いは就業規則を準用する。

第5章 給 与

(給与の支払)

- 第7条 給与は法令に別段の定めがある場合を除くほか、現金で支払わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、給与は派遣職員の申出により口座振込の方法によって支払うことができる。

(給与等の支給)

- 第8条 派遣職員の給与等の支給については、協定第8条の規定によるもののほか、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会職員の給与規程（以下「給与規程」という。）を準用し、協議により支給をする。

(給料の支給及び計算)

- 第9条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、給与期間につき給料月額を支給する。
- 2 給料の支給日は、その月の20日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。
- 3 会長は、災害その他特別の事情により、その必要を認めるときは前項の支給日を変更することができる。
- 4 新たに職員となった派遣職員には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 5 派遣職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 6 派遣職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 7 第4項又は第5項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給与期間の所定労働日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 8 本条に定めるもののほか、派遣職員の給料の支給及び計算に関しては昭和村職員の例による。

(給料の調整額)

- 第10条 会長は、職務の複雑困難若しくは責任の度合又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件が同じ職務に属する他の職に比し著しく特殊な職に対し適当でないことを認めるときは、その特殊性に基づき給料月額につき適当な調整額表を定めることができる。
- 2 給料の調整を行う派遣職員の職及び調整額の取扱いについては、就業規則を準用する。

第6章 定年、退職及び解雇

(定年)

第11条 派遣職員には、定年による退職を適用しない。

(退職)

第12条 派遣職員の退職に関する取扱いは、協定第4条各号に定める村の職務に復帰する場合のほか、就業規則を準用する。

(解雇)

第13条 派遣職員の解雇に関する取扱いは、就業規則を準用する。

第7章 退職金

(退職金)

第14条 派遣職員には、退職金は支給しない。

第8章 処分

(処分)

第15条 派遣職員の分限及び懲戒処分に関する取扱いは、協定第6条の規定によるほか就業規則を準用する。

第9章 災害補償

(災害補償)

第16条 派遣職員の災害補償に関する取扱いは、協定第13条の規定による。

(弔意金)

第17条 派遣職員がその生命又は身体の危険を顧みることなく、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会の業務を遂行したことにより死亡し、身体障害者となった場合の取扱いは、協定第13条の規定による。

附則 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。